

荒川区立第九中学校 学校いじめ防止基本方針

平成26年5月30日 策定
令和6年3月1日 改定

1. はじめに

(1) 基本方針の策定にあたって

いじめは「どの学校にも、どの学級、どの生徒にも起こりうるもの」であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめを行う生徒がいなくなる」といじめはなくなる」ことから、すべての生徒がいじめを行わず、安全・安心な学校生活が保障されるよう、いじめを「人間関係作りの未熟さ」による発達課題としてとらえ、乗り越えていく学校を作るために、「荒川区立第九中学校 学校いじめ防止基本方針」を策定する。

この方針に基づき、以下の点に留意して取り組むこととする。

1 学校一丸となって取り組む

教員の指導力の向上と組織的対応。

3 周囲の生徒に働きかける

いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり。

2 被害の生徒を守る

生徒の声を確実に受け止め、生徒を守り通す。

4 社会総がかりで取り組む

保護者・地域・関係諸機関との連携。

(2) 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校の生徒に対して、在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

<いじめの4要素>

- 1 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童・生徒であること
- 2 AとBの間に一定の人間関係があること
- 3 Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること
- 4 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等の仲間や集団など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

2. 校内体制

(1) 本校教職員の姿勢

①信頼される教師

生徒一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努める。

②指導力のある教師

わかるできる授業づくりをし、生徒が自己実現を図れるようにする。生徒に思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級経営の充実を図る。

③根気強く責任感ある教師

問題に気づく目を持ち、粘り強く指導する。

④社会性を備えた教師

組織の一員として、問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

⑤勇気と思いやりのある教師

「いじめは決して許さない」という姿勢を持ち、生徒に示す。

⑥誠実な教師

生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。

⑦学び続ける教師

「いじめ」の構造や対処等、「いじめ」問題についての理解を深める。自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。

(2) 校内組織

①「いじめ対策委員会」の設置

構成は、校長・副校長・教務主任・生活指導主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・管理職が必要と認めた教職員とする。

②委員会の活動

いじめ防止に関すること。(生徒への啓発等)

いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、相談内容の把握等)

いじめ事案に対する対応に関すること。(事実関係の把握、生徒・保護者への対応等)

③委員会の開催

毎回の生活指導部会でいじめ防止対策会議も実施し、生徒の状況報告を行う。いじめ事案発生時には「いじめ対策委員会」を緊急開催し、対応を協議する。

(3) 外部機関等との連携(学校サポートチーム)

①「学校サポートチーム」の設置

いじめ事案の解決が学校だけでは難しい場合、管理職の判断の下で関係機関と連携を図るため学校サポートチームを設置する。構成は、校内のいじめ対策委員会と警察職員・児童相談所職員・民生児童委員・スクールソーシャルワーカー・保護司等、関係機関の職員の中から各事案の解決に必要な人員をその都度選ぶ。

3. いじめの未然防止のために

(1) 教員の指導力の向上と組織的対応

①「いじめ対策委員会」を設置し、校長のリーダーシップのもと、いじめ問題に組織的に対応する。

②「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止に係る取組内容を定め、公表する。

③学級担任を中心に、問題を抱えた生徒への積極的な働きかけを行う。

④いじめに関する校内研修を実施する。

(2) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組

①Q-Uを年2回(6月・11月)実施する。生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合える学校・学級づくりを行う。また、学校や学級のルールを守るといった規範意識をつけさせる。

②いじめに関する授業を年3回以上実施する。思いやりの心や命を大切にする心を育てるとともに、「いじめを決して許さない」という認識を全生徒がもつよう、様々な教育活動を通して指導する。

③荒川区SNSルールを活用した九中SNSルールを作成する。また、警察と連携して情報モラル教育を行う。

④SOS出し方に関する教育やいのちの安全教育を行い、生徒のいじめ等の困難状況を乗り越えられるような教育の充実を図る。

⑤わかるできる授業を行う。生徒に学習に対する達成感・成就感をもたせる。

4. いじめを早期発見するために

(1) いじめの「見える化」1 ～日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～

①毎日ノートを活用し、生徒が心を開き、安心して相談できる関係づくりに努める。

②1年生を対象に、スクールカウンセラーによる全員面談を実施する。生徒の実態把握に努めるとともに、相談することへの抵抗感を和らげる。

③学級経営を担当まかせにしないために、管理職をはじめ全教員による校内巡回等を通じ、生徒の変化をいち早く把握するとともに、学校全体で生徒を見守っているというメッセージを発する。

④「いじめ発見のチェックシート」を活用し、生徒の変容に気付いたらすぐに学年に発信する。

(2) いじめの「見える化」2 ～被害の生徒、周囲の生徒からのいじめ情報の確実な受信～

①いじめに関するアンケート調査を毎学期に1回以上、また長休業明けの児童生徒の生活実態に関する調査を実施し、結果から生徒の様子の変化等を教職員全体で共有する。

※6月・11月はいじめの防止についての取組を強化する「ふれあい月間」。

②学校便りや保護者会等で、「学校いじめ防止基本方針」等について説明し、保護者からの早期の情報提供を呼びかける。

③生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー便りや学年通信等を通してスクールカウンセラーを紹介する。

5. いじめ問題の早期対応について

(1) 対応の手順

情報をつかんだ教員および当該学年担当教員	いじめ対策委員会
①委員会および管理職へ報告。	①管理職へ報告。
②速やかに事実確認し、記録をとる。	②必要に応じて同席したり、スクールカウンセラーを派遣したりする。
③いじめ対策委員会へ報告。	③委員会を招集して情報共有し、管理職へ報告。
	④把握した情報に基づく対応方針の策定。
被害生徒・保護者への支援、加害生徒・保護者への指導、周囲の生徒へのケア及び指導	
④継続的な支援・指導・ケア。	⑤状況により、教育委員会及び警察署等と連携。

(2) 対応上の留意点

【被害生徒の安全確保とケア】 ①複数の教員による毎日の声かけ ②朝会等で被害生徒の情報共有 ③生徒および保護者の心理ストレスの軽減 (スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用)	【加害生徒に対する観察・指導】 ①複数の教員、スクールカウンセラーによる組織的・継続的な観察 ②保護者への指導 ③加害生徒および保護者の心のケア
【周囲の生徒に対するケアと指導】 ①いじめを伝えた生徒の安全確保 いじめを伝えた生徒を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや積極的な声かけを通じて、当該生徒の安全確保のための取り組みを徹底する。保護者とも連携する。 ②その他の生徒の指導 いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば相談することの大切さを、生徒に伝える。 ※すべての事案に対し、人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、指導の記録をきちんととる。	

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは(「いじめ防止対策推進法」第28条に規定)

- ①いじめにより、生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
年間30日を目途とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合も当てはまる。

(2) 対応上の留意点

- ①上記「重大事態」の目安にかかわらず、学校の設置者または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ②生徒や保護者から「重大事態」に至ったという申立てがあったときは、報告・調査に当たる。

【被害生徒の保護・ケア】 ○被害生徒を複数の教員で組織的に保護 ○スクールカウンセラーによるケア ○教員やスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じ、家庭での状況の把握とケア ○適応指導教室みらいの紹介	【加害生徒への働きかけ】 ○更生への支援 ○加害生徒と保護者に対するケア ○警察への相談や通報 <u>○状況に応じた特別な措置</u>
【関係諸機関との連携】 ○荒川区教育委員会への報告と連携 ○児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携 ○都教委の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用	【保護者・地域との連携】 ○いじめ対策緊急保護者会の開催 ○PTAとの連携 ○民生・児童委員等との連携

7. その他

①学校評価において、適正に取組を評価する。

生徒・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を学校便り等に公表し、次年度の取組の改善に生かす。そのために、学校評価アンケートの「Ⅰ 3. 教育相談」でいじめ防止等の項目を活用する。

②基本方針は適切に改訂を行うものとする。

この基本方針は本校の実態に応じて、「いじめ対策委員会」において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。